

まちなか賑わいイベント支援事業費補助金交付要綱

制定 平成 27 年 5 月 20 日

改正 平成 28 年 4 月 19 日

平成 29 年 5 月 1 日

平成 30 年 5 月 16 日

令和 2 年 6 月 1 日

令和 5 年 5 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、まちなかの賑わいを創出するために実施する行事又は催し物（以下「イベント」という。）について、第3条に規定する者が第4条に定める事業を行うのに要する経費について、米沢市中心市街地活性化協議会会長（以下「会長」という。）が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。）の定めを準用するほか、必要な事項を定めるものとする。米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則中、「市」とあるのは「米沢市中心市街地活性化協議会」に、「市長」とあるのは「米沢市中心市街地活性化協議会会長」に読み替えるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「まちなか」とは、米沢市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区に該当する区域のうち、市街地中心部の賑わい創出のための核となる区域として、会長が別に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (2) 構成員が2人以上である団体（構成員のうち少なくとも2人が本市の住民である団体に限る。）であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するイベントとする。

- (1) 補助対象者が主催又は共催するもの
- (2) まちなかで実施するもの
- (3) まちなかへの集客が見込まれるもの
- (4) 不特定かつ多数の市民を対象として実施するもの
- (5) 補助対象事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントは、補助対象事業としない。

- (1) 営利又は商工業の活性化を主たる目的とするもの
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するもの
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するもの
- (5) イベントに係る全ての業務を補助対象者以外のものに委託するもの
- (6) この要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けているもの
- (7) まちなかの公共施設で屋内のみを使用するもの
- (8) 示威運動（示威運動となるおそれがあるものを含む。）を行うもの
- (9) その他会長が不相当と認めるもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とし、補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額以内の額とする。

- (1) 補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（ただし、寄付金、協賛金、売上金、出店料等の収入（以下「その他の収入」という。）が交付対象事業費の3分の1を超える場合は、補助対象経費からその他の収入を差し引いた額を補助金の限度額とする。）
- (2) 500,000円（ただし、その他の収入が補助対象経費から500,000円を差し引いた額を超える場合は、補助対象経費からその他の収入を差し引いた額を補助金の限度額とする。）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、会長が別に定める日とし、同条第4号の書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 会員名簿及び事業参加者名簿
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 交付申請は、1団体につき年度内1回限りとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業を実施しようとする者の変更
- (2) イベントの中止又は廃止
- (3) 事業内容の変更
- (4) 補助対象事業を行うのに要する経費の100分の20を超える増減
- (5) イベント実施場所の変更

2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項に掲げる変更をしようとするときは、まちなか賑わいイベント支援事業費補助金変更等申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出期限は、事業完了後30日を経過する日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

区分	備考
1 イベントの周知を図るために要する経費	ポスター、チラシ等の制作費、案内看板等の制作費等
2 イベントの運営、会場の設営等に要する経費	イベントの運営に直接必要となる資材、食料品等の購入費のほか、舞台、電気、装飾、照明、音響等の設備の設置に要する費用等
3 抽選会、福引等の景品の購入に要する経費	単価については1万円、総額については10万円を上限とする。
4 コンサート出演者等の出演に要する経費	報酬、謝金、交通費等
5 その他の経費	その他会長が必要と認める費用

備考 第2項に規定する経費のうち、イベント会場において来場者に無償で提供するもの及びその材料等を購入する経費については、総額15万円を上限とする。

備考 新型コロナウイルス感染症や台風等の自然災害など、不可抗力によりイベントが実施できなくなった場合は、その時点までに要した費用を対象経費とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象外経費

区分
1 イベントを主催し、又は共催する者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の経費
2 イベントを主催し、又は共催する者の飲食に係る経費
3 販売を目的とするものに要する経費
4 パソコン、文具、事務用品その他流用できる備品、消耗品等の購入に要する経費
5 光熱水費、保守点検、部品の交換等の施設維持管理に係る経費
6 土地の取得、造成、補償に係る経費

事業計画（実績）書

1 申請者の概要

(1) 名称

(2) 設立年月日 年 月 日

(3) 構成員数

2 事業の名称

3 事業の目的

4 事業実施場所

5 事業の内容

6 事業実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日

7 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(比較増減)	摘要
市補助金				
自己資金				
合計				

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(比較増減)	摘要
補助対象経費計				
補助対象外経費計				
合計				

年 月 日

米沢市中心市街地活性化協議会会長 あて

所在地

団体名

代表者名



まちなか賑わいイベント支援事業費補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった標記補助事業について下記のとおり計画変更をしたいので、まちなか賑わいイベント支援事業費補助金要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

- 1 変更等の理由及び内容
- 2 事業の内容
(様式第1号に準じて作成のこと。)
- 3 収支予算書
(様式第2号に準じて作成のこと。)